

都市税財源の充実確保に関する重点提言

地方分権確立の基礎となる都市税財源の拡充に向けて、国は、次の事項の実現について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 地方税財源の充実強化

(1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。

また、都市自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

(2) 国・地方を通じた法人関係税収は、都市自治体の行政サービスを支えるうえで重要な財源となっており、更に法人実効税率を引き下げるに当たっては、恒久減税による減収は恒久財源で補てんすることを基本とし、地方の財政運営に支障が生じることのないよう必要な税財源措置を講じること。

(3) 「社会保障・税一体改革」は、社会保障の機能強化・機能維持のための安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指すものである。今般、平成29年4月に予定されていた消費税率10%への引上げが2年半先送りされたところであるが、基礎自治体においては、既に子ども子育て等をはじめとする社会保障の充実のための施策に取り組んでいるところであり、これら施策の推進に支障が生じることのないよう、必要な財源を確保すること。

また、消費税の軽減税率制度の導入に当たっては、消費税の引上げ分のうち地方交付税原資分も含めると、約3割が地方の社会保障財源であり、仮に減収分の全てが確保されない場合、地方の社会保障財源に影響を与えることになることから、確実に代替財源を確保すること。

(4) 固定資産税は市町村財政を支える安定した基幹税であり、市町村の行政サービスを支えるうえで不可欠なものとなっていることから、現行制度を堅持し、引き続きその安定的確保を図ること。

また、償却資産に対する平成28年度税制改正において創設された固定資産税の時限的な特例措置については、今回限りのものとし、期間の延長は

断じて行わないこと。

- (5) ゴルフ場利用税については、その税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、市町村のゴルフ場関連の財政需要に対応するとともに、特に財源に乏しい中山間地域の市町村にとっては貴重な財源となっている。また、18歳未満、70歳以上及び障がい者並びに国体のゴルフ競技及び学校の教育活動は非課税とするなど、生涯スポーツの実現にも十分に配慮しながら課税しており、市町村の財源確保のためにも現行制度を堅持すること。
- (6) 消費税率引上げの再延期に伴い、自動車取得税の廃止及び環境性能割の導入についても併せて延期すること。

また、平成29年度税制改正において結論を得るとされている軽自動車税のグリーン化特例や自動車重量税に係るエコカー減税の見直しに当たっては、都市自治体の財政運営に支障が生じないようすること。

さらに、平成29年度税制改正に向けた自動車の保有に係る税負担の軽減に関する総合的な検討に当たっては、地方財政に影響を及ぼすことがないようにすべきであること。

2. 地方交付税の総額確保と法定率の引上げ

- (1) 地方創生への積極的な取組をはじめ、医療・介護等の社会保障、施設の老朽化や防災・減災対策を含めた社会資本整備、地域の人口動態や行政区画の拡大等に伴う新たな対応など、都市自治体の行政運営に必要な財政需要については、単独事業を含め的確に地方財政計画に反映させ、必要な地方交付税総額を確保し、地方交付税の持つ財源調整・財源保障の両機能を強化すること。
- (2) 恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債によることなく、地方交付税の法定率の引上げ等により対応するとともに、地方の固有財源である「地方交付税」を特会直入とする「地方共有税」に変更すること。

3. 地方創生の実現に向けた財源の充実

- (1) 地方創生への積極的な取組を推進するため、地域の実情に応じたきめ細かな施策が実施できるよう、平成28年度地方財政計画に計上された「ま

ち・ひと・しごと創生事業費」の拡充を図ること。

- (2) 地方版総合戦略に盛り込まれた施策を着実に実施し、成果ある地方創生が実現できるよう、地方創生推進交付金の拡充を図ること。

また、同交付金は、自治体間の連携や産学官等の多様な主体の参画促進など、地方創生を深化させる都市自治体の施策に活用可能なものとするため、対象分野や対象経費にとらわれない弾力的な運用を図ること。

4. 財政健全化に向けた歳出改革

- (1) 地方歳出の大半は法令等に義務付けられた経費であることを十分に踏まえ、国の制度や法令の見直しを行わずに地方の歳出を見直すことは断じて行わないこと。

特に、義務教育職員給与など地方財政法第10条の国庫負担金については、国が義務的に支出しなければならない経費であることから、P D C Aサイクルという名の下に一方的な削減は行わないこと。また、国庫支出金に対し、いわゆるパフォーマンス指標を設定してその配分に反映するようなことは行わないこと。

- (2) いわゆるトップランナー方式を含む地方の歳入歳出の効率化を議論する場合は、地方の財政力や行政コストの差は、人口規模や高齢化率、経済情勢、地理的条件など、歳出削減努力以外の差によるところが大きく、一律の行政コスト比較にはなじまないことに十分留意すること。地方交付税の基準財政需要額については、地方自治体の標準的な水準における行政を行うために必要となる経費を反映するものであることに留意すること。

- (3) 都市自治体においては、更なる歳出効率化に向けて、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の更新・統廃合・長寿命化等に取り組んでいるところであるが、これらが円滑に進められるよう、十分な財政措置を講じること。また、統一的な基準による地方公会計の整備についても、適切な財政措置を講じること。